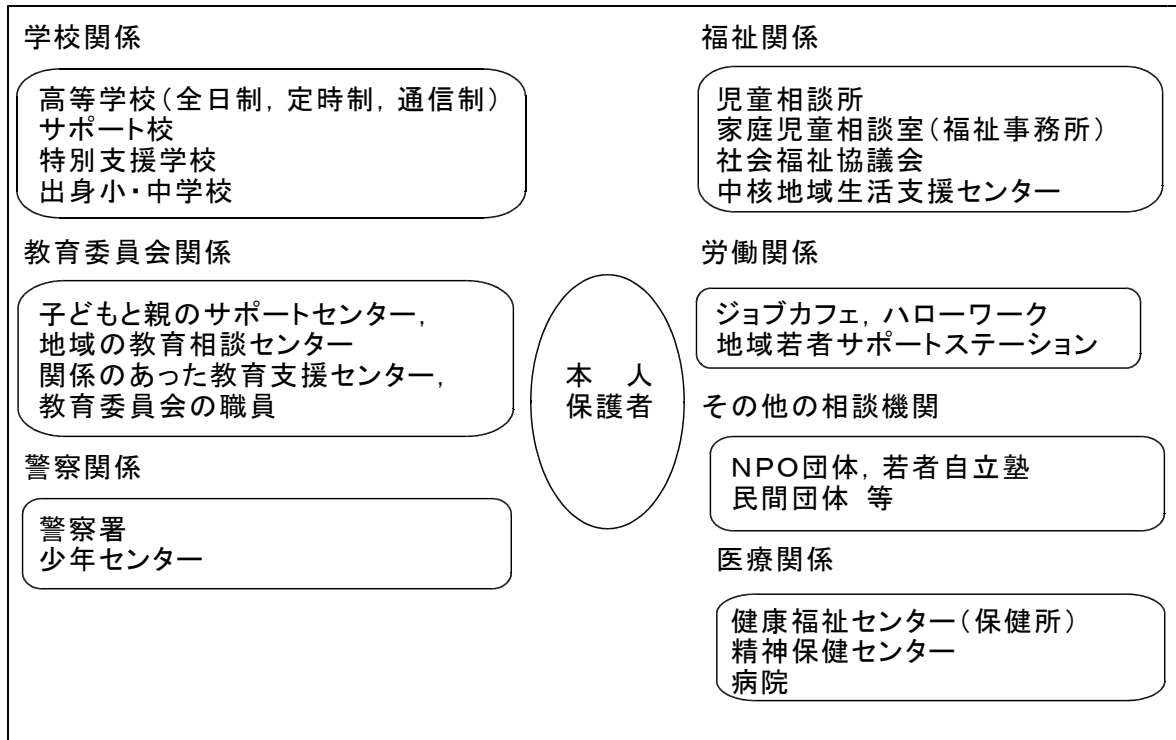


第5部 研究Ⅱ－C 主な関係機関の対応

1 義務教育後に相談できる主な関係機関

図5－1 義務教育後に相談できる主な関係機関



義務教育後に相談できる主な関係機関を図にした(図5－1)。第5部では、福祉や労働関係の分野を中心に、義務教育後の支援を行っている機関について紹介していきたい。今回取り上げたのは、「子ども家庭総合支援センター(市川市役所子育て支援課)」「社会福祉協議会」「中核地域生活支援センター」「ジョブカフェ」「地域若者サポートステーション」「NPOセカンドスペース」の6つの機関である。いずれも、各機関で直接説明を受けたものを中心に紹介していく。

2 関係機関の義務教育後の主な対応

(1) 子ども家庭総合支援センター(市川市役所こども部子育て支援課)

自治体によって組織は異なるが、市川市ではこども部が独立して組織されている。こども部は、「子育て支援課」「こども福祉課」「保育課」「保育計画推進課」「発達支援課」に分かれている。この中の子育て支援課は、次世代育成支援行動計画と子ども総合相談の仕事を中心に担当している。平成16年の児童福祉法改正に伴い、子どもの福祉、相談にかかわることについて、要保護児童も含めて、住民の生活圏に近い市町村が対応するようになった。このことを受けて、組織の改編や人員の拡充を図ってきた。特に虐待に対して対応できるようにするために、保健師、社会福祉士、家庭児童相談員など専門的な資格を有する職員も増えている。また、要保護児童には、地域対策協議会を組織し、関係機関と連携

し、子どもの支援を行っている。

学校との連携について、平成 19 年度は「市川市子ども虐待対応マニュアル」を作成し、担任一人一人に届くように配布した。平成 20 年度は、「子どもの S O S に気づいてください」というパンフレットを作成して、各学校を実際に訪問し、職員会議の時間を利用して子育て支援課の活動を理解してもらうように説明した。それまでは学校からの相談・通告が少なかったが、徐々に子どもの人権に高い意識を持ってもらえるようになり、相談・通告が増加してきた。その中には不登校のケースも含まれていて、本人に会えなくて安否確認がしばらくできていないケースもあり、学校が抱えている問題も深いものがある。また、学校間の意識の違いも見受けられる。担任や学校が単独で抱えるのではなく、様々な機関と連携し、子ども達が公平なサービスを受けられることを目指している。

(2) 市原市社会福祉協議会

社会福祉協議会は民間の自主的団体であり、社会福祉関係機関・団体や住民が中心となって組織し、地域福祉の推進を図ることを目的としている。行政とのパイプ役として、また福祉活動の調整役として環境整備を進めるとともに、地域福祉・在宅福祉活動の展開を目指している。市原市では、この福祉協議会が民生委員・児童委員協議会の事務局になっている。

民生委員・児童委員は、市原市長の推薦により、厚生労働大臣から委嘱される。その役割は次のようなものである。

- ① 社会調査の働き 担当区域内の住民の実態や福祉需要の日常的な把握
- ② 相談の働き 地域住民の抱える問題について相談を受ける。
- ③ 情報提供の働き 社会福祉の制度やサービスについて、情報を的確に提供
- ④ 連絡通報の働き 住民が、個々の福祉需要に応じたサービスが得られるよう関係行政機関・施設・団体等に連絡
- ⑤ 調整の働き 適切なサービスの提供が図られるように支援
- ⑥ 生活支援の働き 住民の求める生活支援活動を自ら行い、支援体制を構築
- ⑦ 意見具申の働き 問題点や改善策を、必要に応じて関係機関に提起

主任児童委員は児童問題を専門的に助言・指導する方で、児童委員の連絡調整役を務めるとともに、その活動に対する援助や協力なども行う。主任児童委員の主な活動として、次の3つがあげられる。

① 児童健全育成活動の推進・子育て支援活動

子どもを地域で育むための様々な企画活動に率先して参加・協力し、子育て家庭のための企画（子育てグループの育成など）を関係機関とともに計画する。

② 個別のケースの支援

区域で児童福祉に関する個別の援助が必要な場合、児童委員とともに行政機関等と連携をとりながら援助を行う。

③ ネットワークの形成

地域での子育てネットワーク作り推進のための調整役として活動する。

具体的な活動の一例として、主任児童委員は依頼された家庭の見守りや家庭訪問・学校訪問、「要保護児童対策地域協議会」等の地域に根ざした会議への出席などを行っている。

(3) 中核地域生活支援センター「がじゅまる」

中核地域生活支援センターは、子ども、障害者、高齢者等が、ありのままにその人らしく地域で暮らすことのできる地域社会を実現するために、13の各健康福祉センターの圏域に一ヶ所ずつ設置され、24時間365日体制で、地域住民の福祉向上を図ることを目的としている。県内の全センターでは、平成19年度は2,000人以上の人が利用している。

中核地域生活支援センターは、県が社会福祉法人、医療法人、株式会社、NPO法人など法人に委託している。「がじゅまる」の場合は、市川市と浦安市を担当し、社会福祉法人一路会と特定非営利活動法人ほっとハートが協力して運営している。住民の「困っていることをなんとかしたいと思っているのに、どうしたらよいかわからない。」という声に対して、相談を「たらい回しにしない」(＝ワンストップ)の総合受付と問題解決のための対応をしている。

仕事内容は、直接の電話申込みや他機関からの相談の依頼から、「十分に面接を重ね、問題の解決を話し合う。」さらに、「福祉サービスの利用が必要になった時など、連絡や調整を行う。」ことが活動の中心である。利用者は、県全体では18歳以下は2割であるが、がじゅまるの場合は3割と他のセンターに対して10代の年齢層への支援が多いのが特徴である。逆に、65歳以上の利用が少ないのは、介護保険・介護予防の仕組みがあり、住民は支援の受けやすい体制にあるということだった。中核地域生活支援センターの特徴としては、障害にかかわる相談が多い。障害とは身体障害、知的障害、精神障害などである。障害がない相談は3割程度であるが、徐々にこの相談も増えているとのことである。

18歳以下の方は、他の年齢層の相談に比べて長期間(1ヶ月以上)になるケースが多い傾向もあるという。これは、18歳以下の本人の問題だけではなく、家族調整、生活支援という問題も含まれていて、単純な問題ではないケースが多いためということだった。たとえば、子どもの不登校の問題で相談にあたった中核地域生活支援センターでは、わかりにくかった母親の障害を指摘し、障害手帳の申請、ヘルパー要請などの生活の支援、家族関係調整など、必要な社会的支援を紹介していき、家族の生活の基盤を立て直すことができた。

このように、不登校という問題から、いくつもの支援するニーズが見つかるケースも多い。人間関係のスキルアップから、家族関係の調整、本人や保護者の障害の認定や生活保護の申請などである。また、特別支援学校と特に深いつながりを持ち、卒業生の進路とその後の見守りを学校側と連携し、行っている。さらに、がじゅまるの取組では、普段の授業の中で「金銭」と「性」について学ぶ特別授業も学校と協力して行っている。

表5-1 中核地域生活支援センター一覧

1	習志野地区(習志野市, 八千代市, 鎌ヶ谷市)
名称	なかまネット (電話 047-487-2941)
法人名	医療法人社団啓友会
所在地	八千代市村上4474-11CREA勝田台303号室
2	市川地区(市川市, 浦安市)
名称	がじゅまる (電話 047-300-9500)
法人名	社会福祉法人一路会
所在地	市川市大洲1-14-4 東洋荘101

3	松戸地区（松戸市，流山市，我孫子市） 名 称 ほっとねっと （電話 047-309-7677） 法人名 医療法人財団千葉健愛会 所在地 松戸市新松戸4-129 関口第5ビル101
4	野田地区（野田市） 名 称 のだネット （電話 04-7127-5366） 法人名 社会福祉法人いちいの会 所在地 野田市尾崎840-32
5	印旛地区（佐倉市，成田市，四街道市，八街市，印西市，白井市，富里市，印旛郡） 名 称 すけっと （電話 043-483-3718） 法人名 社会福祉法人愛光 所在地 佐倉市鏑木仲田町9-3
6	香取地区（香取市，香取郡） 名 称 香取ネットワーク （電話 0478-50-2800） 法人名 社会福祉法人ロザリオの聖母会 所在地 香取市北1-11-18
7	海匝地区（銚子市，旭市，匝瑳市） 名 称 海匝ネットワーク （電話 0479-60-2578） 法人名 社会福祉法人ロザリオの聖母会 所在地 旭市イー1775
8	山武地区（東金市，山武市，山武郡） 名 称 さんぶエリアネット （電話 0475-54-6664） 法人名 社会福祉法人ワーナーホーム 所在地 東金市東新宿19-4
9	長生地区（茂原市・長生郡） 名 称 長生ひなた （電話 0475-22-7859） 法人名 NPO 法人長生夷隅地域のくらしを支える会 所在地 茂原市長尾2694
10	夷隅地区（勝浦市，いすみ市，夷隅郡） 名 称 夷隅ひなた （電話 0470-60-9123） 法人名 NPO 法人長生夷隅地域のくらしを支える会 所在地 いすみ市深堀689-1
11	安房地区（館山市，鴨川市，南房総市，安房郡） 名 称 ひだまり （電話 04-7098-2900） 法人名 社会福祉法人太陽会 所在地 鴨川市東町583-9
12	君津地区（木更津市，君津市，富津市，袖ヶ浦市） 名 称 君津ふくしネット （電話 0438-25-1151） 法人名 社会福祉法人ミッドナイトミッションのぞみ会 所在地 木更津市富士見1-2-1 アクア木更津8階

13 市原地区（市原市）

名 称	いちほら福祉ネット（電話 0436-23-5300）
法人名	社会福祉法人ききょう会
所在地	市原市五井中央東2-14-13 篠原ビル104

（4）ジョブカフェちば

ジョブカフェとは、平成15年に国が策定した「若者自立・挑戦プラン」の中核的施策に位置付けられたものである。地域の実情に合った若者の能力向上と就職促進を図るため、若年者が雇用関連サービスを1ヵ所でまとめて受けられるようにした就職支援のワンストップサービスセンターのことである。千葉県では、「ジョブカフェちば（ちば若者キャリアセンター）」を平成16年6月に設置し、財団法人千葉県産業振興センターが運営をして、15歳から34歳までの若年者を対象とした総合的な就職支援サービスを行っている。「ジョブカフェちば」を核に、県内の大学等で行われる出張版サービスなどを通じて、就職活動におけるカウンセリングや各種セミナーを実施している。また、求人企業と求職者が直接会話する機会を提供している「仕事探しカフェ」など、特徴のある事業に取り組み、千葉県の産業活性化の担い手となる若年産業人材の育成と、若年者の就職を促進するためのサービスを無料で提供している。さらに、企業における人材確保課題の解決を図るため、採用に役立つノウハウを提供する採用活動支援セミナーなどの企業向けのセミナーをはじめとして、求人情報の若者向け提供・企業の魅力発信の場の提供など、企業向けサービスにも力を入れている。

ジョブカフェちばの対象年齢は15歳から34歳までとなっているが、実際の利用状況は20代が80%強を占め、30代が15%、10代は5%となっている。同じスペースに併設されている「ハローワークふなばしヤングコーナー」はパートやアルバイトなども紹介しているが、ジョブカフェちばは正規雇用化を目指す施設であり、平成19年度は約4分の3の比率で進路が決まっている。ジョブカフェちばでは、就職活動及び中小企業の採用活動を支援するため、若者、企業、学校を対象に次のようなサービスを行っている。

- ① 若者向けサービス（問い合わせ先：047-426-8471）
 - ・センター内サービス ・必勝倶楽部 ・特定産業必勝倶楽部 ・ものづくり出会いツアー
 - ・仕事探しカフェ，ITフェア ・トークライブラリー ・求人市場
- ② 企業向けサービス（問い合わせ先：047-495-0141）
 - ・求人の登録 ・採用支援アドバイス ・採用活動支援セミナー ・特定産業必勝倶楽部，ものづくり出会いツアー
 - ・仕事探しカフェ，ITフェア ・トークライブラリー
 - ・フォローアップセミナー
- ③ 学校向けサービス（問い合わせ先：047-426-8471）
 - ・高校，大学への出張サービス ・進路指導者向けセミナー ・保護者セミナー

(5) ちば地域若者サポートステーション

ちば地域若者サポートステーション（千葉市美浜区 043-351-5531）は、厚生労働省・千葉県からの委託事業であり、無業の若者（ニート）等の職業的な自立を支援するために、平成18年の10月にスタートした。対象は、原則として義務教育後の15歳から40歳未満の若年者である。相談者個々の置かれた状況に応じて、個別にカウンセリングを行ったり、様々なプログラムで若者の自立を支援したりしている。さらに、地域の若者支援機関ともネットワークをつなぎ、あらゆる方面からサポートを受けることができる。

相談活動は、初回の相談で、悩みを聞きながら上手なサポートステーションの利用方法についてアドバイスを行う。さらに希望者は、継続的に相談を行うことができる。例えば、「働きたいのに働けない」「就職の事で誰にも相談できない」「社会にでるキッカケがつかめない」「何をしたらいいのかわからない」「仕事をする意味がわからない」などの様々な悩みの相談に応じている。より深い心の悩みについては、臨床心理士によるカウンセリングも行っている。

支援プログラムとして、意欲向上プログラムとキャリア開発プログラムがある。意欲向上プログラムは、特にコミュニケーション能力を育むことを大切にしているプログラムである。挨拶の仕方、自己紹介の仕方、一つのテーマに対しての討論会を行うこともある。また、運動したり、草取りや花の手入れなどの活動を行ったりしている。キャリア開発プログラムは就労トレーニングであり、パソコン教室や職場見学、履歴書の書き方や面接の練習などを行っている。これらの支援プログラムは、おおむね2ヶ月で1サイクルとなる。他にも、保護者セミナーを定期的に開催し、保護者への相談も行っている。

また、ふれあいスペースがあり、同じ境遇にある仲間と気軽に語り合える場所を提供している。

(6) NPO法人セカンドスペース

千葉県認証のNPO法人セカンドスペースは、不登校・ひきこもり当事者のための自助グループである。「学校復帰・就労することを目的とした会」にしたいという、当事者からの声により発足、病院・学校・企業と連携をとりつつ活動している。具体的な内容は、次のようなものである。

① カウンセリング

個別カウンセリング、電話カウンセリング、携帯・メールカウンセリング、訪問カウンセリング 等

② 就労体験

英会話画廊喫茶、個別指導塾、ホームページ作成、経理、事務、親の会・カウンセリング講座の運営

③ ビジネス訓練

話し方・朗読教室、パソコン講座、SST、簿記、英検講座

④ コミュニケーション活動

演劇部、新聞部、フラワーアレンジメント、ガラスクラフト教室、ギター教室、絵画教室、和裁教室、スポーツ活動、料理教室、女性の会、カラオケ部、園芸部、FMラジオ

出演，模型クラブ

⑤ 親の会，子の会，みんなの会，親への啓発活動

セカンドスペースを利用している方は，10代から40代までと幅広い。男女比は3対1で，小学校から学校に行っていない人や大学を卒業した人，社会人の経験のある人まで様々である。保護者からの申し込みや教育機関，病院からの紹介もある。ここでは，上記のクラブ活動など楽しいプログラムを用意して，次のステップに向かうエネルギーを蓄えていけるようにする。就職を希望する場合には，ビジネス訓練でパソコン指導，簿記，電話応対訓練，発声指導，3分間スピーチ等の指導が受けられる。

保護者からの要望により，セカンドスペースへの来所を促す手紙を送るが，これが大変有効であるということである。必要があれば家庭訪問も行っている。守られた空間の中で経験を積み，自分に自信をつけていく機会として，セカンドスペースで実際に就労体験を行い，金銭的收入を得るといった活動も行っている。また，当事者に理解のある企業開拓を積極的に行っている。希望があれば，連携している企業を通じて就労も可能である。

3 考察

義務教育が終わり，学校に所属していない子は，教育の分野から見落とされてしまう場合も多い。そのため，第2部や第3部でも触れたが，中学校や高等学校を離れた後は，教師や関係者の個人的なつながりに頼らざるえないケースが出てくる。また，就職や在宅している子は，どの機関に頼ったらよいのか，分からないことも多い。したがって，義務教育を終えた子へ多方面での相談機関の充実が望まれるところである。

また，第4部で述べたように，卒業生の進路が不安定なケースで多いのは，家庭要因を含んだケースである。しかし，教育の分野と福祉の分野が連携したケースはこれまでもあるものの，その数は決して多くないのが現状である。その原因の一つとして，どんな機関でどんな内容の支援が受けられるか，関係者（特に教員）が十分に把握していないことが考えられる。また，ここ数年で，新しい機関やシステムが導入されているところも多い。

ここに紹介した6つの機関には，当センター所員が足を運び，話を聞いた。直接会うことで仕事をする人の思いや苦勞を肌で感じることができた。連携は，具体的にだれがどのように運営し，活動しているのか理解できなければうまく協力できない。そのためにも，積極的に関係機関について知ろうとする努力が大切である。

各機関の聞き取りの中で，不登校生徒の義務教育後の支援にかかわったケースもあった。その中で，連携の難しかったケースを紹介する。

中学3年生で，保護者の養育態度がネグレクトを疑われるケースがあった。保護者に本人を支える力が少なく，学校ともつながっていないために，進学をするかどうか本人が迷っていた。福祉機関は，スクールカウンセラーや病院と連携しながら高校に進学できるように支援した。しかし，その後不登校になり，福祉サービスを利用せず保護者と一緒に家庭にこもる生活になっている。

学校がよい関係を取れない時は，それ以外の人間関係にも不信感を持つこともある。今回福祉の立場からサポートに入ったが，信頼されずうまくいかなかったケースである。家庭要因の不登校の場合は，小学校など早い年齢から福祉につなげて欲しいという要望が福祉の立場の支援者からあった。現在，「家庭の問題は家庭で」と言うてはられない状況が現実になっている。また，子どもの中には，「自分は邪魔者，心配される価値がない」と思いこ

んでしまう子もいる。家庭の中にひきこもらず、少しでも健康な人とのかかわりをつけることが大切である。

次に学校が、福祉サービスを積極的に受け入れ、連携したケースを紹介する。

学校側が家庭になかなか入りこむのが難しいと感じた中学3年と小学5年の不登校のケース。スクールカウンセラーが家庭訪問して、子どもの生活を規則正しくしてもらうように協力を求めたが、親に話が伝わらなかった。中学3年の子は、中学の先生が卒業後のビジョンを持たせ、自立を支援できたが、小学生は母子共に依存し合い、よい方向に向かわなかった。しかし、福祉サイドで家庭訪問を繰り返すうちに、母親が福祉的サポートを理解し、福祉的サポートを受け入れていった。家族の生活の基盤を立て直すことができたので、結果的に小学生の不登校が改善していった。

学校と福祉が連携を深めることで、これまで以上に本人や保護者を支えることができる一例である。不登校という問題から、人間関係のスキルアップから、家族関係の調整、本人や保護者の障害の認定や生活保護の申請など、家族を含めて支援するニーズがたくさん見つかることもある。家庭が介入を拒んでいるような場合でも、様々な視点に立ち、アプローチすることで、本人や保護者の福祉に対する必要感が増し、それを利用することで、自立に向けた気力が高まるということがよくあるという。教育の分野でも今後は、「家庭を支える」視点が重要だと感じた。

教育と福祉の連携の実践例としては、前述した子ども家庭総合支援センター（市川市役所こども部子育て支援課）の学校の職員会議で活動の説明をした事例や、中核地域生活支援センター（がじゅまる）の特別支援学校と特に深いつながりを持ち、卒業生の進路とその後の見守りを学校側と連携し行っている事例などが、参考となる。また、市原市の主任児童委員は、PTA活動に協力しながら地域の見守り活動をしている。今後は、益々福祉の分野との連携の在り方に工夫がされると考えられる。

また、就労に関しては、フリーター・ニート対策から、若者への就労支援が積極的に行われている。本人、企業、学校それぞれへの働きかけをし、一人でも多くの人が、自立し、就職できるように様々な努力がされている。ただし、就職に関しては、10代での就職は、就職先も限られてしまい、厳しいのが現実である。また、条件の厳しい中で就労しても、途中で挫折してしまうことも少なくない。そのためにも、今回紹介した支援機関では、単なる就職先の斡旋ではなく、本人の就労への意欲の向上と人間関係や社会性のスキルアップに努力している。ジョブカフェでは、短期集中で就職内定を目指す「必勝倶楽部」。若者サポートステーションでは、テーマ討論会など社会スキルを学ぶことのできる「意欲向上プログラム」。セカンドスペースでは、ひきこもりからの立ち直り、就労に向けて本人の個性を生かした演劇などの「クラブ活動」。どの機関でも個別に丁寧に就労に向けた支援を行っていたことが印象的だった。

いずれにしても、各機関のことを知らなければ、連携も紹介もできない。今回紹介した機関はここ数年で大きく活動内容が変わっている。また、ここに紹介できたのは一部の機関であり、利用できる機関は調べてみると他にもたくさんあることがわかった。制度は、日進月歩の勢いで変化し、今後も様々なサービスが展開されるはずである。これまで以上に、社会の変化に敏感になり情報をしっかりキャッチし、活動内容を理解し活用できるようにしたいものである。